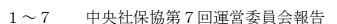
東京社保協第1回常任幹事会•資料集

2018年4月26日(月)東京労働会館5階地評会議室



8~16 厚労省レクチャーメモ

17 介護をよくする東京の会第2回事務局会議報告

18 消費税廃止東京各界連絡会事務局会議報告

19~22 2018 年度国保料関連資料

23~25 小金井市「3000万人署名小金井署不当連行事件」関連記事と団体

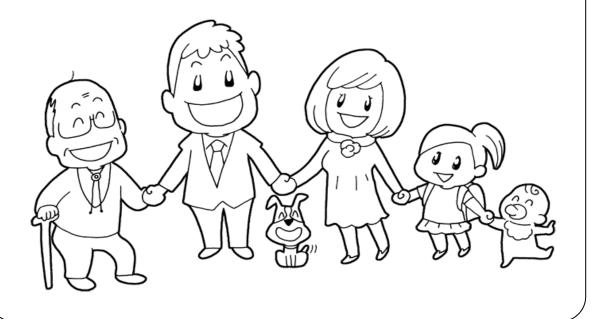
署名

26~27 愛知での労働法制改悪反対宣伝に対する不当「厳重注意」事件の

抗議申し入れ書

28~31 横田基地公害控訴審・公害被害者総行動デーチラシ・署名

32~35 ユナイテッド航空不当解雇撤回争議関連



2017年度中央社保協第7回運営委員会

2018年4月4日(水)13時~16時15分 日本医療労働会館2階B会議室

T.	山口事務局長から	この間のI	取り組みの報告	を受け確認した。
T /	田日 ポカルスペン		グ ノ ルエッノ・マノ ギル ロ	

Ι, μ	1口事務.	局長から	らこの間の取り組みの報告を受け確認した。
2月	28日	(水)	第7回代表委員会
			国会行動
			東京保健生協台東協議会・2017 年度くらしの学校
3月	2日	(金)	全労連社保闘争本部
	3 目	(土)	大阪社保協第28回総会
	4 日	(日)	「原発ゼロの未来へ~福島とともに」3・4全国集会
	7 日	(水)	第6回運営委員会
			国保部会
			介護・障害者部会
	8日	(木)	TPP11反対官邸前行動
	9日	(金)	年金裁判全国弁護団会議
	13日	(火)	3・13重税反対統一行動
	14日	(水)	国会行動
			全生連・生活保護参議院議員要請行動
			「4」の日宣伝行動(巣鴨駅)
			参加・33 人、署名・45 筆、2700 個ティッシュ配布
	15日	(木)	医師の働き方を考える院内集会
			参加・150人、国会議員参加・11人、マスコミ9社
			自由法曹団・生活保護要請行動
			※提言・要請書等参照
			府中介護フォーラム
	16日		滞納処分対策全国会議事務局会議
		(月)	「社会保障・社会福祉は国の責任で!」懇談会
	20日	(火)	診療報酬・介護報酬改定説明会
		(水)	看護をよくする会全国連絡会※春のセミナー
	22日	(木)	大田区3民商・滞納処分学習会
			消費税廃止各界連宣伝行動
	23日		新婦人東京都本部社保部長会議
	24日	(土)	武蔵村山市市民の集い
	25日	(日)	第48回東京社保協総会
			安倍内閣の総辞職を求める大宣伝行動
	27日		第8回代表委員会
	28日	(水)	国会行動
	30日	(金)	全国食健連「3・30中央行動」
	3 1 日	(土)	福祉国家研運営委員会

グローバリズムを考えるシンポジウム 於:日本障害者センター「障害者施策セミナー」

4月1日(日) 日本共産党お茶・生け花後援会総会・学習会

4日(水) 第7回運営委員会

Ⅱ、情勢の特徴について報告を受け討議で深めた。

(1) 佐川証人喚問

財務省の公文書改ざん事件の真相究明へ、佐川前国税庁長官の証人喚問が行われました。真相究明には程遠く、世論調査(共同通信)でも7割を超える人が「納得できない」と回答しています。安倍首相は、佐川証人喚問で幕引きを狙っていますが、防衛省の内部文書改ざんの疑いも出ており、政権全体の問題として広がっています。

3月25日には、安倍内閣の総辞職を求める大街頭宣伝が新宿で行われ、 8000人が参加。市民や学者、各野党の代表が「安倍政権は責任を取るべき。声をあげて政治を変えよう」などと訴えました。

(2) 働き方「改革」法案と今後の国会

通常国会に提出をねらう「働き方改革」一括法案は、過労死遺族や野党が 削除を求める「残業代ゼロ制度」(高度プロフェッショナル制度)をそのま ま盛り込んだうえで、残業の上限規制について、中小企業の事情に配慮して 指導するとの付則を追加して骨抜きにする内容などが盛り込まれました。

法案の閣議決定は4月にズレ込みます。

内政の問題でも外交の問題でも安倍政治の行き詰まりは深刻になっており、引き続き、野党共闘と市民運動の力の発展がカギです。

(3)「TPP11」の国会批准阻止を

3月27日、安倍政権は、TPP参加11か国による新協定「TPP11」の承認案、関連法案を閣議決定しました。

短時間の審議で強行する構えですが、「TPP」をよみがえらせ多国籍企業の利益を最大化するという本質は変わりません。「TPP11」の国会批准阻止に向けた共同をさらに強めていく必要があります。

(4) 憲法改悪

自民党は党大会を開き、安倍首相が「いよいよ憲法改正に取り組むときがきた」「憲法にわが国の独立と平和を守り、国と国民を守る自衛隊を明記し、(自衛隊の)違憲論争に終止符を打つ」と、改憲発議への異常な強い「執念」を示しました。自衛隊が合憲かどうかではなく、「自衛隊に海外で無制限の武力行使を許していいかどうか」が問われています。

Ⅲ、以下の課題についての提案を受け、協議し確認した。

- (1)「社会保障制度の拡充を求める請願」署名推進について
 - 1)署名目標 社会保障拡充署名(25条署名)「100万筆早期突破」
 - ※当面の署名集約⇒2018年4月末日
 - ※5月17日に国会行動を設定し、今通常国会での署名提出を行う。
 - 2) 当面の宣伝行動
- ①「4」の日宣伝行動~相談活動(医療・介護・年金)も実施
 - 4月14日(土) 12時~13時 巣鴨駅前
 - 5月14日(月) 12時~13時 巣鴨駅前

※11時~12時に介護月間の介護宣伝(全労連へ ルパーネット、民医連と共同)も実施

- 6月14日(木) 12時~13時 巣鴨駅前
- 7月14日(土) 11時~13時 巣鴨地蔵通り商店街入口 (ロングラン宣伝予定)

※以下、毎月14日に計画

②消費税廃止各界連の消費税廃止24日宣伝行動。

奇数月(3・5・7・9・11)を基本に社保協・消費税廃止各界連との合同宣伝

- ③「宣伝行動ゾーン(13-15日、23-25日)」の徹底
- ④25日行動(いのちのとりで全国アクション)への結集

毎月25日を基本に、「25日行動」を実施する。

東京は、新宿西口での昼宣伝行動(12時~13時)を基本(原告の居住する地域での宣伝も検討)に計画し、学習会等の企画を検討する。25日が休みの日に重なった時にはその都度調整。

- ⑤第89回中央メーデーでの署名宣伝行動について 中央メーデー会場において、開会前(10時~11時)に署名宣伝行動
- 3) ホームページの活用について
 - ※署名宣伝と合わせて、ネット署名の活用を呼びかけ~予算化を含めてさら に検討を重ねる
 - ※学習・資料ページの活用
 - ⇒現在のホームページの更新
 - ⇒署名ポイントチラシ、全日本民医連「社会保障チラシ」、「全労連・社会保障パンフレット(2018 年版)の活用
 - ⇒資料、宣伝チラシ資材の活用 ホームページからダウンロード可能
- (2) 当面する国会行動
 - 1) 三者(社保協、国民大運動、安保破棄中央実行委)国会行動 1月31日から定例の国会行動を第2、第4水曜を基本に衆議院第2 議員会館前で計画。

以下の日程で時間は変更して実施。

①4月11日(水) 12時00分~12時30分

- ②5月 9日(水) 12時00分~12時30分
- 4月11日は、全労連・国民春闘共闘・東京春闘共闘・雇用共同アクションによる国会前行動、5月9日は、全国災対連の国会前行動が、12時30分~13時に、同場所にて取り組まれます。
- 2) 中央社保協国会行動日
- ・日時 5月17日(木) 10時半-15時半を予定
- 会場 参議院議員会館講堂もしくは衆議院第一議員会館大会議室 全労連、民医連、東京社保協等、首都圏社保協との共同行動
 - ①社保署名、介護署名提出
 - ②国会議員要請行動
 - ③報告集会
 - ④「社会保障は国の責任で」福祉共同行動・院内集会と連動
- スケジュール案
 - 10時半 署名提出行動
 - 11時半 議員要請行動(地元選出議員、厚生労働委員)
 - 12時半 適宜昼食休憩
 - 13時15分 報告集会
 - 14時 学習講演 講師 井上英夫氏(金沢大学名誉教授)
 - 15時半 終了

※「社会保障は国の責任で」福祉共同行動 懇談会予定

3) 森友疑惑の徹底究明、安倍内閣の総辞職を求める緊急の取り組み 4月14日(土) 14時~15時半 安倍内閣打倒国会包囲行動

(3) 介護

- 1)情勢とこの間の取り組み
 - ①2018年度介護報酬改定の影響について参考:シルバー新報
 - ②2018年第7期事業計画と介護保険料 参考:大阪社保協ニュース 4月に改定される65歳以上の介護保険料が、政令市と県庁所在地(東 京は新宿区)の52市区のうち、8割を超える44市区で引き上げとなり、 据え置きは岡山市など8市にとどまる見込みである。
 - ③生活援助中心プラン届け出の厚労省基準案示す⇒10月から実施 2016年10月~17年9月までの給付実績をもとに全国平均利用回数の標準 偏差に2を乗じた2SDで最大回数を算出。

「要介護1」月27回、「要介護2」月34回、「要介護3」月43回、「要介護4」月38回、「要介護5」31回(パブコメ平成30年3月19日(月) ~ 平成30年4月17日(火)(必着)

- ④福祉用具レンタル価格の上限は7月から実施(パブコメなし)
- 2) 厚労省レクチャーについて

内容:① 保険者機能強化推進交付金 制度概要

②評価指標の具体的内容及び解釈について

③平成30年度保険者機能強化推進交付金のスケジュール及び各市 町村に「回答」「報告」等を求める内容について

日時:4月11日(水)11時~12時半 集合は10時40分~50分

会場: 参院会館 B104 会議室 (B1F)

- 3) 今後のたたかい
 - ①第2次署名提出行動 5月17日(木)10:30~ 於:国会内会議室
 - ②5月介護月間の取り組み

各地域での宣伝・相談活動

5月14日(月)11時~12時 於: 巣鴨駅

- ③全国の「介護保険からの卒業」の実態把握
- ④各自治体の動き ※埼玉県議会での動き
- ⑤第7期事業計画の調査・検証
- ⑥介護報酬改定の実態把握と対応
- (4) 医療・国保改善の取り組み

国民健康保険の2016年度の財政状況(速報)が発表され、赤字が1468 億円に削減と報道もされています。

- 3月30日には、厚労省が「18年度の国保保険料、5割超の市町村が引き下げ見込み」とのとりまとめ結果を公表しました。(資料参照)
- 1) ①18年度の保険料が確定していくもとで情報把握と自治体要請の徹底を ※千葉県社保協要請書、ニュース等参照
 - ②各地の標準保険料等の情報集約
 - ③4月からの都道府県単位化実施にあたって ※保険料引き上げが予定される自治体の情報集約と、法定外繰り入れの 継続で国保料を引き上げさせない要請を再度強める
- 2) 滞納・差押問題
 - ①滯納処分対策全国会議事務局会議(3月16日)
 - ア、滞納・差押バンフの作成を計画

7月末完成予定。中央社保協も編集等協力

イ、4月14日に滞納処分対策全国会議第2回総会~方針案参照

- ②滞納・差押処分の相談員学習会(仮)を全国会議と共同で検討
- 3)後期高齢者医療保険料~高齢期運動連絡会資料参照

負担増となる自治体は多く、介護・医療の保険料負担増とともに高齢者の暮らしを直撃する事態となっています。

- (5)「生活保護基準引き下げ阻止」のたたかい
- ①いのちのとりで裁判全国アクションからの呼びかけへの対応
 - ⇒「いのちのとりで」緊急署名 継続し国会に提出(4月末を目途) 厚労大臣、政務官、国会議員等への要請⇒4月11・21・25・26日実施 署名集中を

- ⇒「25日行動」呼びかけ 宣伝行動の継続、国会行動等、中央での共同行動と各地での共同行動の 追求を
- (6) 今秋に向けての「25条行動(仮)」の計画について 福祉共同行動実行委員会(3月19日 報告文書参照) 秋の取り組みに向けて全国的な行動を呼びかける学習集会(懇談会)を5月 17日の国会行動日に連動させて計画する 学習会講師 井上英夫氏(金沢大学名誉教授)
- (7) 65歳障害者支援法の訪問介護打ち切り「浅田訴訟」への支援を

上記の訴訟で3月14日岡山地裁は原告側の主張をほぼ認め、市に決定取り消しと慰謝料支払いを命じる判決を言い渡した。これに対して岡山市は全国からの「控訴しないで欲しい」の240本の要請FAX/打電を無視して控訴した。全国から岡山市長宛の「控訴に抗議し、直ちに控訴を取り下げよ!」の打電・FAX要請を!

- (8) 全国総会及び60周年企画について
- 2018年9月に中央社保協60周年を迎え、60周年行事について、組織財政検討委員会で、財政上(予算30万円)の課題もあわせて検討を深めます。
- ①2018年度全国総会

ア、日程と会場

日程・7月4日(水)を第一次案に、国会会期末の状況も見ながら検討。 会場・国会内会議室を予定します。

イ、議案討議日程案

- 第9回代表委員会(4月24日) 素案討議
- 第8回運営委員会(5月9日)第1次案討議素案(修正)討議
- 第10回代表委員会(5月末)第2次案討議
- 第9回運営委員会(6月6日)第2次案(修正)討議
- 第11回代表委員会(6月末)最終案討議

※第11回運営委員会の開催(総会前)については検討

ウ、役員体制

全日本民医連事務局次長(専従) 前澤氏⇒是枝氏に交代

- ②60周年記念行事を全国総会等の全国会議、集会の開催と同時に計画します。
- ③社会保障誌の60周年特集号を発行
 - 2019新春号(2019年1月10日発行予定)で検討します。

IV. 各県・団体報告(略)

V、以下の当面の主な日程を確認し、参加をよびかけた。

4月 4日(水) 第7回運営委員会

5日(木) 全労連社保闘争本部

11日(水) 国会行動

厚労省・介護レクチャー

13日(金) 社会保障誌編集委員会

14日(土) 「4」の日宣伝(巣鴨駅)

安倍政権打倒国会包囲行動

滞納処分対策全国会議総会

16日(月) 北信越ブロック会議

17日(火) 城南福祉医療協会新入職員国会研修事前学習会

18日(水) 福祉共同行動実行委員会事務局打ち合わせ

20日(金) 関東甲ブロック会議

九州ブロック会議

自由法曹団・生活保護シンポジウム

24日(火) 第9回代表委員会

25日(水) 国会行動

消費税廃止各界連宣伝行動

2 5 条行動

介護集会打ち合わせ会議

近畿ブロック会議

27日(金) 地域医療を守る運動全国交流集会実行委員会

29日(日) アベ改憲NO!シンポジウム

主催:安全保障関連法に反対する「医療・介護・福祉

関係者の会」

時:13:30~16:30

於:日比谷図書館4F スタジオプラス

5月 1日 (火) 第89回メーデー 於:代々木公園

3日(木) 2018憲法集会

於:有明防災公園(東京臨海広域防災公園)

9日(水) 第8回運営委員会 於:医療労働会館

最後に次回の日程を確認した。

日時 5月9日(水) 13時30分~17時(予定)

会場 日本医療労働会館会議室

※定例国会行動のため開始時間を13時30分からとします。

保険者機能強化推進交付金制度及び評価指標についての厚労省レクチャーメモ 2018 年 4 月 11 日 参議院議員会館 B 104 会議室

厚生労働省出席者

老健局介護保険計画課

課長補佐 芝真理子

交付金審查·交付係長 馬場和弘 (保険者機能強化推進交付金専門官) 主任調查員 及川恵美 (保険者機能強化推進交付金専門官)

厚生労働省の説明

1 概要説明

平成30年度から保険者機能強化推進交付金が制度化され200億円の交付金が新設された。

背景は、自立支援・重度化防止という介護保険の理念を保険者がしっかり実施すること 推進していこうという趣旨で介護保険法改正で制度化されたものである。

保険者のインセンティブのために交付金で、保険者に協力していただきながらPDCAを回していただきながら、しっかり取り組めた市町村には交付金を多くし、やっていない市町村には低めに交付する。

交付金は市町村分と都道府県分とがあるが、都道府県には市町村への広域的指導をお願いするために都道府県も10億円程度の交付の対象とした。

この交付金の趣旨は平成30年2月28日付け事務連絡文のなお書きに記載しているように、市町村で地域課題への問題意識が高まり、取り組みが進み、市町村間で共有され、市町村、都道府県、厚生労働省が協働して地域包括ケアシステムを発展させていくことが重要であると考えている。

2 評価指標と交付金

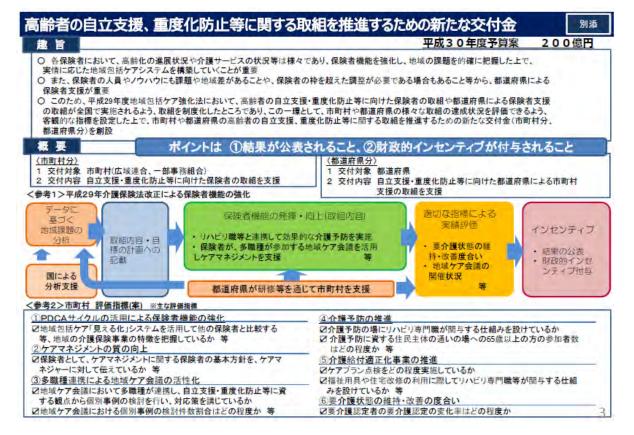
市町村向け指標は61項目ある。どれだけやったかで交付金を交付するが、被保険者の 規模を加味して、評価得点を被保険者数で割って予算を配分やり方である。市町村向けは 190億円。

3 使途と性格

交付金は介護給付費の50%の公費はそのままで、交付金200億円を追加。介護保険特別会計に入れて介護保険事業に使っていただくことが趣旨。基本的には、自立支援・重度化防止のために地域支援事業や市町村特別給付などいろいろアイデアを出して使っていただきたい。

4 スケジュール

市町村に対し、近いうちに指標に対してどのくらいやっているかという回答を依頼する。 回答締め切りは10月までなので、この指標を見て、今からやって間に合うものはトライし ていただきたい。去年の実績を問うものも数ヶ所あるがそれ以外はやっているかどうかな ので、やっていただきたい。11月には評価結果、内示額を提示する。



5 評価指標の内容

市町村指標61項目は、3つのカテゴリーに分かれている。

「I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築」8項目(82点)は、PDCAサイクルを回す市町村の体制がどうなっているのかを評価する項目「Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進」46項目(460点)は実際にどんなことをどれだけやっているかというもので、重度化防止自立支援に実際に何をしているかを問う。

「Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進」 7 項目 (7 0 点) は介護保険の安定化に 資する施策の推進 給付の適正化、人材確保等を問うもの。

6ポイントを説明

指標は順位付けが難しかったので、1 問一律 10 点とした。一部に途中を評価する 5 点もある。

構成は 「指標」とその「趣旨・考え方」を示し、「配点」といつの「時点」で評価するのか、さらに紛らわしいものは「留意点」でこれはいいですとかだめですというのを書き、 市町村に何を出してもらうかの「報告様式への記載事項・提出資料」も示した。

1 P D C A サイクルの活用による保険者機能の強化

①は地域課題の把握分析をしているかどうかをお聞きするもの。アイは課題分析して特徴を把握して住民と共有10点、ウエは把握はしているが住民と共有していない5点、何もしていなければ加点はなし。基本的には7期計画で行うべきであるが、やっていない場合でも平成30年度10月までにやっていれば加点の対象になる。

③は将来推計をしているかどうかで、方法は留意点に書いている。やっていれば各 2 点に加算されるもの。将来推計の値は判断しない。やったかどうかを判断する。

2 施策の推進

なるべく幅広く指標を設定した。市町村が重点をおいてやってきたことを拾えるように した。

- (1) は、地域未着型サービスの働きかけである。例えば③実地指導の実施率など。
- (2) は、②事業所の質の向上、研修は予定を含む。
- (3) 地域包括支援センター ①②は地域包括支援センターの体制(専門職の配置状況)を問うもの。③は委託型が多いので、地域包括支援センターから保険者への報告の仕組みを問うもの。

⑨地域ケア会議についてはその様々な機能を盛り込んだスケジュールを設定し構成員を 選定して計画しているか。さらに個別事例を検討しているか ⑪はどれだけの量の個別事 例を検討しているか ⑫は生活援助プランを地域ケア会議で検証体制を作っているか。

- (4) 在宅医療介護連携事業の中でどれだけ成果が出ているかを聞くもの。
- (5) 認知症総合支援では、②認知症初期集中支援チームの体制構築、④認知症支援のボランティア養成などの取り組みなど。
- (6)介護予防日常生活支援 ①②③総合事業について様々な指標を設定している。⑤通いの場への住民の参加率。
- (7) 生活支援体制整備は 配置されたコーディネターがの機能を問うもの。
- (8) 要介護状態の維持・改善状態で、この指標は200億円の公費を投入して市町村に 積極的取り組みを促すという制度なので、ある程度定量的な指標も必要ということになっ ている。要介護認定率で達成状況を測ったらどうかという意見もあったが、認定率を測る とは指標とすると水際作戦になってしまうという指摘もあったので、①②は。すでに要介 護認定を受けている方の悪化していない人(維持改善)した人の割合を評価するものとし た。

Ⅲは介護保険運営の安定化に資する施策の推進で、介護給付に適正化、そして人材確保の 取り組みを評価するもの。

以上市町村向け指標は、61の指標の9割方はプロセス指標である。

都道府県向け指標

都道府県は保険者支援の事業を対象とした、都道府県については10億円を評価の加点によって配分。人口比は除外した。使途は特別会計がないので、対象事業を設定しその事

業費について交付するということにした。

スケジュールは都道府県の方が少し早く夏ごろには内示する予定。

都道府県はすべて30年度の実施予定とした。30年度の実施予定を出していただき評価し内示するというやり方とした。

指標は

- 1 管内市町村の状況把握と支援計画に関するもの
- 2 管内市町村への自立支援、重度化防止施策の支援の内容に関するもの
- 3 管内市町村の評価指標達成状況(アウトカム指標)である。

質疑応答

保険者機能強化推進交付金の仕組み等

- ○「保険者機能強化推進交付金専門官」という職は新しくできたか
- A:4月からできた職名であり、2人いる。
- ○市町村交付金の使途は 保険給付にあててもいいのか。
- A:特別会計に入れてその中であれば自由に使っていい。都道府県交付金とは全く違う。
- ○保険料算定に入れて軽減要素にしてもいいのか。
- A:可能だが、30年度の交付金なので第7期の保険料計算がされた後だったので、間に合わずは難しいと思う。
- ○大阪市は保険者機能確保交付金として保険料▲52 円の影響額を見込んでいるが、この計算はできるのか。
- A:指標が出ているので被保険者数で割ればできるかもしれない。今、市町村の条例額を教えて頂いているところなので分からない。
- ○剰余金は給付費準備基金に繰り入れて8期の保険料抑制に使うことを想定しているか。
- A: それもあり得るのではないか。想定としてはあるが、それよりも、第7期で保険料のことを躊躇せずに交付金を使いながら、重度化防止・自立支援策をやっていただき、8期を迎えるために使っていただくことを期待している。
- ○都道府県には回答依頼は3月と通知にはあるが、もう出しているのか。
- A:まだ出していない。もうすぐ送るよう準備中である。
- ○都道府県の所要額が少なかった場合10億円以下の場合は市町村分が増えることになる のか。
- A:そうである。都道府県は10億円の中で配分し、余ればその分市町村へというイメージ
- ○市町村には4月に回答依頼をするのか。フォーマットはウエブ上公開されるのか。
- A:回答依頼書は事務連絡で流すことになるので、流れればどなたにでも見ていただける。 ウエブではどうなるかはまだ分からない。

市町村評価指標

- ○満点で何点になるか
 - 10点×61項目で、さらに将来推計は2点の項目もあるので、612点
- ○Ⅱ(8)①「要介護認定等基準時間の変化」だが具体的にはどう比較するのか。
- A:同じ人の基準時間を足し上げて比較する(全体として)。一年後の変化(維持改善)した率がどうかを見る。①は基準時間なので、平成29年3月と平成30年3月の同じ人の基準時間を足し上げて変化を見る。時間の合計で変化を評価。この1年間の変化だけでなく(2)のその前の一年間の変化率の差も見る。②は要介護認定なので、同じ人で介護度が改善した人、維持した人、悪化した人の比率を見る。指標の細かい計算式などはQ&Aも出すことにする。
- ○統計データを出すことは厚労省が計算するのか。
- A: 今月次報告で厚労省の介護データベースに入っているのでそれを計算させていただく。
- ○上位5割というのは、基準時間が減った順、改善率が多い順に5割ということか。 そうである。
- ○留意点に「上位3割」があるが、評価指標には5割しかないが、誤植なのか。 指標では3割は使わない。どのくらいの位置か気になるという意見もあるので3割も出 すことにした。
- ○今まで保険者規模で要介護認定の改善率を出して分析したエビデンスはあるか。
- A:市町村単位ではデータをだしたことはない。今回改めて出すことになる。
- ○狙いはなにか。
- A:自立支援重度化防止の保険者機能の強化は、何もなしで市町村にやらせることもできるが、そうではなく、地域の課題・実情に応じて積極的にやっていただくことが趣旨。議論の中で財政当局から「できていないところは国費(25%)を削る」という話も出ていたが、削るのではなく、プラスになってそれを使って能動的にやっていかないと長続きしないということで結果的に交付金200億円の国費プラスになった。200億円の国費を持ってくるからには、やったかどうかでなく、データをもとにしたアウトカムの定量的な指標がないと国民への説明が難しい。国費を削る話は引き続き検討になっているが、指標も納得いただけるものにするようにする必要があった。ただ、全部これだといろいろ意見もあるので、多くはプロセス指標にする。水際作戦にならないよう新規の認定は入れない。プロセス指標のなかで、地域ケア会議など多職種が入っての検討や生活支援のサービス充実もきちんとできていることが大前提なので、そこが全くできていなくて、何か違う手を使ってアウトカムの指標(認定)だけを低下させても特段大きな加算があるわけでない。そういう意味で61指標のなかの2指標だけの比重の指標とした。
- ○プロセスとアウトカムについて自治体単位のエビデンスはないのではないか。
- A: そうだが、いくつかの自治体の中では、多職種連携を図りリハビリ職を活用すると状態

- が改善している例もお聞きしている。ただ、何を何時間やれば何パーセント落ちるというデータがあるわけでない
- ○新規認定を入れると水際作戦になるというが、要介護者の維持改善率を評価するとなる と市町村は「要介護度を上げない」という意識が働き軽度認定になるおそれはないか。
- A:新規の水際作戦は窓口で断るということで起きるが、要介護認定は調査員が違うところ にチェックするということになり、そうことをやれば問題になる。また、評価指標は多 職種での検討などプロセス指標の得点が高ければ、あまり不誠実なことでこの指標を下げるということにはならないと思う。
- ○Ⅲ(1)①給付適正化では、「5事業のうち、3事業以上実施」となっているが。
- A:厚労省としては5事業全部やってほしいが、小規模市町村では全部実施が大変だという 声も聴いているので、従来言ってきた「5事業のうち3事業以上実施」を指標とした。
- ○Iの項目の中には、介護保険事業計画の基本指針ですでに入っているものも多くある。 また、②の「日常生活圏域ごとの65歳以上人口の把握」などやっていて当然のものも 10点の加点で並列的にはいっているが。
- A:今回の指標は義務化されているものはやって当然なので入れていない。重要である、またはやることを推奨するものは入っているものもある。そこは難易度の高いものから低いものまでいろいろ指標に載せている。
- I ④ 2 0 2 5年の目標があって、⑤取り組みを勘案した推計の留意点には、「推計ツールの「施策反映」における反映」とあるが、見える化システムを使わなくてもよいか。
- A:使わなくても自分たちで計算してもよい。
- I ④ 2 0 2 5 年の目標は留意点で「内容は評価しない」とあるので、目標・重点施策なるものがあれば内容は何でもよいか。
- A: そこは自治体の状況で判断されることなので内容は問わない。
- I ⑧の介護保険事業計画の目標達成の評価、改善策のいわゆる PDCA サイクルだが、第 7期計画では、一部の自治体で厚労省が水際作戦の危険から指標にしなかった「要介護 認定率の抑制」を目標化しているところもある。そうしたところも目標達成の PDCA を 評価するのか。
- A:「目標」内容そのものを選別しようと思っていない。計画は策定委員会で立てたものであり、その目標がおかしいとかいうつもりはない。7期で立てた目標が達成されていれば達成と書いてもらうし、達成されていなければ理由を書いてもらう。その目標が高すぎれば見直す必要があるだろうし、要はその目標が立てっぱなしになっていないかどうかを見させていただく。
- ○II (2) ①「保険者としてのケアマネジメントに関する基本方針」とはどのようなものか。
- A:介護保険の理念は「自立支援・重度化防止に資する」なので、たとえば持てる能力を生かすためにどういうリハビリをいれるかとか、自立支援を達成するためにはどのような

ケアマネジメントが必要かとかいうようなもの。個別のことは Q&A で示す。

- ○10月時点で「予定」でもよいか。
- A: やっていないとだめである。
- ○例えば、居宅介護支援ではないが、介護予防支援だけ予防マネジメントだけ基本方針が あるというものはどうか。
- A:「ケアマネジメント全般」が対象なので居宅介護支援もないとだめである。
- ○これは「内容は問わない」と書いていないが、内容は問うのか。
- A: ここに書いてある以上のことはやらないが、文書は出してもらうが細かくはお聞きしない。
- ○II(3)地域包括支援センター ⑩地域ケア会議は10月までにやっていないとだめか。 個別事例は要支援だけでもよいか
- A:地域ケア会議で個別事例のどれをピックアップするのかは自治体の実情なので、要支援 1を重点的に見るか、困難事例を見るのかなど何をピックアップするかはあまり縛りを かけるつもりはない。
- ○「自立支援・重度化防止に資する」とあるが、個別事例は虐待事例やゴミ屋敷事例だけ でもよいか
- A: そこは個別にお聞きしないとわからない。
- ○II (3) ⑪地域ケア会議での個別事例の検討件数は、保険者上位3割以内 10点、5割内5点とあるが、「受給者数」の中には、総合事業だけ利用者は「受給者」数に含むのか
- A:基本的には含まないイメージだが、受給者数の計算方法はこれから計算方法を Q&A を 出すので今の時点では答えられない。4月中に回答依頼を出すのでそこに書く予定。
- ○厚労省として、上位3割以内とはどのくらいのパーセンテージやっているのか
- A: 今資料がないので答えられない
- ○II (3) ②生活援助プランの地域ケア会議検証の実施体制については、届出プランの件数見込みを出してそれをさばくだけの地域ケア会議の開催計画をしているかということか
- A:この仕組みは10月からなので体制をとっているかどうかである。
- ○II (3) ⑩地域ケア会議での検討事例のフォローアップとは、短期目標がその後どうなっているかを検証するような仕組みのことか
- A: フォローアップのルールを見るものでその内容を問うものでなく、フォローアップのルールの有無を問うものである。
- ○現在の会議の中には、一応多職種から意見を聞くがあくまでアドバイスだけで、あとは ケアマネ任せという介護もあるが、このフォローアップはその後、どうなっているのか を確認するものなのか
- A: コストをかけて地域ケア会議をやって、個別事例の検討をして、その結果がどういう帰

- 結になっているのかを確認するという単純なことである。ケアプランが変わったかどうかでなくフォローアップのルールやその件数を聞くだけである。
- ○II (4) 在宅医療・介護連携の⑦は、受給者における「入院時連携加算」「退院退所加算」 の取得状況とあり、上位5割とあるが。5割は何パーセントくらいの取得率か。また、 加算をとるように推奨するものか
- A: 何パーセントかは手元に資料がないので答えられない。やったことは当然加算で評価すべきとの考え方のもとで設けて指標である。
- ○⑥の指標の介護医療連携の取り組みの評価は、都道府県事業の連携でもよいのか。何か 一つ書いてあればよいのか
- A:町村もあるので、医療関係は県が都道府県医師会などとやっていて市町村が連携しているものも評価しないと二重にやってもらわないといけないことになる。そういうことも広く評価することになる。
- ○II (6)介護予防・日常生活支援①「創設や趣旨について関係者に周知」とあるが、今 さらなぜあるのか。市町村の将来の姿、目指すべき地域象とあるが、規範的統合を狙っ たものか
- A:規範的統合は共通認識を関係者の間で持ってもらうという意味なので近いが、これは市として考えていることを事業者に知ってもらうことである。
- ○II (6) ②の多様なサービスの量の見込み等は第7期計画に書いてなかったら評価なし ということか。
- A:地域支援事業の量の見込みと確保の具体策は基本指針で事業計画に書くように言っているので7期で書いていると思う。
- ○II (6) ②介護予防に資する儒民主体の通いの場への参加率は、前年度実績とあるが、 把握できているのか。上位3割はどのくらいか
- A: 今も事業報告で出してもらっていると思う。どのくらいかは資料を持ってきていないので分からない。
- ○Ⅲ(1)給付の適正化②ケアプラン点検の件数は 全国平均○%以上とかいうのは実施 状況の報告を受けて今から決めるのか
- A: 平成29年度実績なので、規模によっては同じ条件で並べるのは難しいという意見もあったので、調べてみて差があれば同程度の規模で並べるということ。
- ○全国平均以下は評価無しか。
- A:平均以下であれば0点である。
- ○④の福祉用具にリハビリ職が関与するというのは初めて入ったのか。
- A:適正化事業計画の中にはない。すでに市町村でやっているところもあるのではないか。
- ○交付金は市町村が普通にやっていれば交付金をもらえるということだろうが、交付金は 今後どうなるのか。

- A: 来年度以降は予算事項なのでその時に議論する。 指標は意見を聞きながら、市町村が 対応できる範囲で見直しはしていくべきと思っている
- ○評価結果はどのように公表するのか。合計点数順に発表するのか。
- A: 公表方法はただいま検討中。
- ○課長会議では「順位は公表してほしくない」という意見があったがどうするのか
- A: 趣旨としては我々もランキングをするためにやっているわけではない。事務連絡の趣旨 のとおりなので気持ちは自治体と一緒だと思う。あとは予算の話でもあるので、どれだ け結果がどうだったか、意見も聞きながら考えたい。
- ○人口6万人くらいでは交付金はどうなるのか。
- A:加点があるので分からない。上と下にこぶがあるのか真ん中にこぶがあるような図になるのか分からない。
- ○県がかんばれば、それなりにできるのではないか、そうなるとほとんど変わらなくなる のではないかと思うがどうか。
- A:県がどれだけがんばれるか、それは差があるので分からないが、今年1年やってみてい ろいろな方の意見も聞きながら改善すべきは改善していただきたい。

「介護をよくする東京の会」第9期 第2回事務局会議報告

日時:2018年4月5日(木)10:30~ 会場:日本医労連会議室

出席: 久保(地評)、中村(医労連)、及川(民医連)、相川(社保協)、<u>森永(全国ヘルパー)</u> 西銘(医労連)横田(福保労)、岡村(年金者組合)、杉山(東京自治労連)下線欠席 <報告事項>

- 1、第1回事務局会議報告を確認した。
- 2、情勢報告
 - ①厚労省介護報酬レクチャー報告(2/13)
 - ②権利としての福祉を守る共同行動実行委員会としての厚労省との懇談(2/27)の報告文書を確認した。
 - ③介護報酬改定における生活援助の制限(10月実施)に関するパブコメ対応について報告した。
 - ④第7期介護保険料の改定状況(島しょ除く)を報告した。
- 3、各団体等の報告

(民医連)4月12日(木)に国会行動を予定で、署名提出・議員要請を実施する。生活援助の制限に関するパブコメに取り組んでいることが報告された。千葉流山地域の小規模訪問介護事業所が経営難で閉鎖するため、民医連事業所に事業継続をお願いする事態に。また、地域では企業をこえた合同の動きが出始めているとの報告がされた。

(医労連) 昨年介護事業所アンケートに回答を頂いた事業所(墨田・足立) に対して訪問行動を実施した。

(自治労連) 3/10 に大会を開催。引き続き昨年と同様の体制で取り組むことを報告。

(その他)子供の貧困(経済的理由による登校拒否など)、子ども食堂の地域での実態など について情報交換を行った。

4、協議事項

- 1) 7月29日(日)「介護学習会」をラパスホールで開催していくことを確認した。 内容は、地域共生社会問題や、介護の専門性と人材確保などで、講師を確認していくことにした。なお、次回会議までに内容と講師を決定していく。
- 2) 今後の日程を確認した。

4月14日(水) 巣鴨地蔵通り入口宣伝行動 12時~13時

5月14日(水) //

前段で民医連介護ウェーブ宣伝(11~12時)

次回日程:5月8日(火)14:00~ 東京労働会館4階・自治労連会議室

4月度事務局団体会議・報告

2018年4月16日

消費税廃止東京各界連絡会

連日のご奮闘ご苦労様です。

安倍政権が「政治を私物化」し、暴走政治を押し進めるなか、「嘘と偽り」、隠ぺい、改ざん、ねつ造という国民主権と民主主義を破壊する歴史的犯罪行為が主要官庁で横行しています。中小業者・国民の怒りは沸騰し、各地の署名・宣伝行動で「安倍辞めろ」「安倍に怒っている」などの声が寄せられ、「安倍内閣の総辞職」を求めています。内閣支持率も先月に続き低下しています。

内閣と財務省の信用失墜で増税反対の世論も増えているとマスコミは報道しています。宣伝・学習を強めていくことが求められています。さらに、「軽減(複数)税率」導入と「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」の導入は大きな混乱を招き中小業者に多大な負担になり、「きっぱり中止」を求める運動を前進させます。

通常国会での「改憲」発議を許さず、「改憲・大増税阻止」の大宣伝が求められる時です。

- 一大塚駅・宣伝行動
 - 3月 5団体 11 人参加 署名 7名 4月 5団体 20 人参加 署名 15名
- □ この間の取りくみ
 - 1、陳情書審議 不採択
 - 2、4月1日を中心とする行動 未集約 多くのところで取り組まれた 安倍内閣への怒りが寄せられている。増税で生活できなくなるとの声も多数。 大田区では行動で撒いたチラシを見て増税中止の電話が2件入る
- 三 増税中止に向けた運動
 - 1、地域各界連の活動強化めざして
 - 2、5月に国会議員要請行動。キャラバン宣伝、学習会など
 - 3、ポスター普及について 「各団体にポスターを配布することに」
 - 4、なくす会のパンフについて 各団体での普及
- 四 次回の宣伝・署名行動、事務局団体会、財政等
- 一、次回(5月)の事務局団体会議・宣伝行動
 - 1、事務局団体会議・・・・ 5月25日(金)13時45分~15時

場所: 労働会館 2F 第1会議室

2、定点宣伝(大塚駅北口)・・・ 5月25日(金)12~13時

…各団体へ弁士1名ずつ要請。

以上

2018年度試算額と都の標準保険料率の比較

試算条件:4人世帯。年齢と収入は以下の通り ①世帯主40歳代・給与収入400万円、②妻40歳代・専業主婦、③子ども2人、④固定資産税5万円

	2018	年度	都の保険料率		I⇔ ∔≂ ¢∓		2018年度		都の保険料率		나는 누리 호즈
	所得に占 める割合	国保料 (税)年額	所得に占 める割合	国保料 (税)年額	増加額		所得に占 める割合	国保料 (税)年額	所得に占 める割合	国保料 (税)年額	増加額
千代田	17.3	459,231	17.3	460,513	-1,282	町田	14.4	383,083	17.5	464,775	-81,692
中央	18.1	482,180	21.1	561,120	-78,940	小金井	15.4	409,855	16.3	434,608	-24,753
港	18.2	484,976	19.3	513,384	-28,408	小平	14.4	383,663	18.3	487,954	-104,291
新宿	18.6	495,927	22.8	606,637	-110,710	日野	13.0	345,080	15.9	423,438	-78,358
文京	18.4	488,471	20.0	531,209	-42,738	東村山	15.7	418,135	18.7	498,074	-79,939
台東	18.7	496,393	21.4	568,313	-71,920	国分寺	13.0	346,207	17.5	465,055	-118,848
墨田	18.6	494,529	20.8	554,063	-59,534	国立	13.4	355,195	17.0	451,325	-96,130
江東	18.6	493,830	21.0	559,655	-65,825	福生	13.8	366,955	18.5	492,905	-125,950
品川	18.5	492,665	19.3	514,400	-21,735	狛江	14.1	374,908	16.8	447,409	-72,501
目黒	18.3	487,539	19.8	525,764	-38,225	東大和	14.7	391,579	17.7	470,038	-78,459
大田	18.8	499,189	21.5	571,372	-72,183	清瀬	14.4	383,739	17.9	475,758	-92,019
世田谷	18.7	496,626	19.3	513,962	-17,336	東久留米	15.3	407,285	16.9	450,476	-43,191
渋谷	18.4	490,102	20.2	537,491	-47,389	武蔵村山	14.7	389,879	17.7	472,081	-82,202
中野	18.6	494,587	21.2	564,173	-69,586		13.5	359,994	17.3	460,920	-100,926
杉並	18.8	498,956	21.6	573,410	-74,454		13.6	361,299	16.8	447,881	-86,582
豊島	18.7	498,490	21.9	583,529	-85,039	羽村	14.4	384,150	18.4	489,248	-105,098
北	18.4	488,704	21.6	573,756	-85,052	あきる野	12.8	341,394	15.5	411,420	-70,026
荒川	18.6	494,529	21.0	557,516	-62,987	西東京	14.5	384,409	18.2	485,189	-100,780
板橋	18.7	496,393	22.2	590,042	-93,649	瑞穂町	12.8	339,196	17.6	468,277	-129,081
練馬	18.6	494,995	19.5	519,438	-24,443	日の出町	13.5	360,402	18.3	487,593	-127,191
足立	18.6	494,762	21.7	577,464	-82,702	檜原村	11.2	297,760	14.4	382,996	-85,236
葛飾	18.6	494,762	21.1	561,442			13.9	368,545	16.1	428,986	-60,441
江戸川	18.8	500,255	20.5	546,560	-46,305	大島町	0.0	0	17.0	453,367	-453,367
八王子	14.7	391,370	18.9	503,997	-112,627	利島村	0.0	0	9.3	246,704	-246,704
立川	16.5	438,124	18.7	498,120			0.0	0	15.1	402,555	-402,555
武蔵野	13.0	344,930	16.5	437,738	-92,808		0.0	0	13.2	350,804	-350,804
三鷹	13.3	355,000	17.8	473,000	-118,000	三宅村	15.5	412,094	12.3	328,363	83,731
青梅	14.2	377,595	18.0	479,731	-102,136	御蔵島村	0.0	0	8.0	212,369	-212,369
府中	11.8	313,202	17.7	470,930	-157,728	八丈町	0.0	0	12.0	318,601	-318,601
昭島	15.3	407,515	16.8	446,003	-38,488	青ヶ島村	0.0	0	12.3	327,730	-327,730
調布	13.5	359,221	18.2	483,592	-124,371	小笠原村	0.0	0	12.5	331,842	-331,842

※概算による試算ですので、実際と異なる場合があります。

※試算の根拠… 1国保加入人数は 4人。内40歳から64歳は 2人とした。

②世帯の年間所得は 2,660,000 円。 年収 4,000,000

					で圧曲の十	1.377113.0		2,000,000		1 12	4,000,000								
		所得に 占める 割合	国保料 (税)年額	医療分	支援分	介護分			所得に占め る割合	国保料 (税)年額	医療分	支援分	介護分		所得に占める割合	国保料 (税)年 額	医療分	支援分	介護分
千	田ガ	17.26	459,231	318,991	89,435	50,805	八	王 子	14.71	391,370	244,150	85,940	61,280	瑞穂町	12.75	339,196	213,898	63,183	62,115
中	央	18.13	482,180	326,556	99,726	55,898	立	JII	16.47	438,124	277,982	94,029	66,113	日の出町	13.55	360,402	230,232	75,416	54,754
;	巷	18.23	484,976	326,556	99,726			蔵野	12.97	344,930	210,970	76,775				297,760		62,290	52,290
新	宿		495,927	326,556	99,726	69,645	Ξ	鷹		355,000	215,440	81,940		奥多摩町	13.86	368,545	227,160	77,610	63,775
文	京		488,471	326,556	99,726	62,189	青	梅		377,595	239,210	80,340	58,045	大 島 町	0.00	0	0	0	0
台	東	18.66	496,393	326,556	99,726	70,111	府	中		313,202	199,559	60,446				0	0	0	0
墨	田		,	326,556	99,726			島		407,515	240,480	98,425		新島 村		0	0	0	0
江	東	18.57	493,830	326,556	99,726	67,548	調	布	13.50	359,221	221,700	78,907		神津島村				0	0
品	JI		492,665	326,556	99,726	66,383		田		383,083	241,160	81,808	60,115	三 宅 村	15.49	412,094	263,676	95,664	52,754
目	黒	18.33	487,539	326,556	99,726	61,257	小	金井		409,855	232,150	101,435	76,270	御蔵島村	0.00	0	0	0	0
大	田	18.77	499,189	326,556	99,726	72,907	小	平		383,663	223,183	93,365	67,115	八丈町	0.00	0	0	0	0
	日谷		496,626	326,556	99,726			野		345,080	224,500	66,290		青ヶ島村	0.00			0	0
渋	谷		490,102	326,556	99,726	63,820		村山		418,135	260,655	87,540	69,940	小笠原村	0.00	0	0	0	0
中	野		494,587	328,117	96,359	70,111	国	分寺		346,207	215,219	79,921	51,067						
杉	並		498,956	326,556	99,726			立		355,195	208,150	81,940	65,105						
豊	島	18.74	498,490	326,556	99,726			生		366,955	211,840	94,200	60,915						
	比	18.37	488,704	326,556	99,726			江		374,908	226,325	84,239		4					
荒	JI		494,529	326,556	99,726		_	大 和	14.72	391,579	250,635	75,474	65,470						
板	橋	18.66	496,393	326,556	99,726	70,111		瀬		383,739	231,296	82,173	70,270						
練	馬	18.61	494,995	326,556	99,726	68,713	東 :	久留米	15.31	407,285	245,770	96,002	65,513						
足	立		494,762	326,556	99,726	68,480	武瓦	鼭 村 山	14.66	389,879	239,455	83,944	66,480						
葛	飾	18.60	494,762	326,556	99,726	68,480	多	摩		359,994	222,364	81,979	55,651						
江	= 川	18.81	500,255	336,179	93,831	70,245	稲	城		361,299	226,644	57,428	77,227						
-							羽	村		384,150	226,682	89,897	67,571						
							あ	きる野		341,394	207,999	73,746	59,649						
							西	東京	14.45	384,409	252,453	65,144	66,812						

2018年度試算額と2017年度比較

試算条件:4人世帯。年齢と収入は以下の通り

①世帯主40歳代・給与収入400万円、②妻40歳代・専業主婦、③子ども2人、④固定資産税5万円

	2018年度		2017年度		ᅸᅼᆉᇊᇴᅎ		2018年度		2017	↓⇔ 九口 <i>安</i> 五	
	所得に占 める割合	国保料 (税)年額	所得に占 める割合	国保料 (税)年額	増加額		所得に占める割合	国保料 (税)年額	所得に占める割合	国保料 (税)年額	増加額
千代田	17.3	459,231	17.5	466,627	-7,396	町田	14.4	383,083	13.7	365,584	17,499
中央	18.1	482,180	17.8	473,617	8,563	小金井	15.4	409,855	14.9	396,455	13,400
港	18.2	484,976	17.8	474,316	10,660	小平	14.4	383,663	13.6	362,151	21,512
新宿	18.6	495,927	18.2	482,937	12,990	日野	13.0	345,080	12.7	339,080	6,000
文京	18.4	488,471	18.1	480,374	8,097	東村山	15.7	418,135	14.3	380,695	37,440
台東	18.7	496,393	18.2	485,034	11,359	国分寺	13.0	346,207	13.0	346,207	0
墨田	18.6	494,529	18.3	485,966	8,563	国立	13.4	355,195	13.4	355,195	0
江東	18.6	493,830	18.2	484,801	9,029	福生	13.8	366,955	12.9	343,740	23,215
品川	18.5	492,665	18.1	481,306	11,359	狛江	14.1	374,908	12.8	339,676	35,232
目黒	18.3	487,539	17.9	475,015	12,524	東大和	14.7	391,579	14.0	372,395	19,184
大田	18.8	499,189	18.1	482,471	16,718	清瀬	14.4	383,739	13.4	356,191	27,548
世田谷	18.7	496,626	18.2	484,335	12,291	東久留米	15.3	407,285	14.7	392,194	15,091
渋谷	18.4	490,102	17.9	475,947	14,155	武蔵村山	14.7	389,879	12.8	341,270	48,609
中野	18.6	494,587	18.3	486,898	7,689	多摩	13.5	359,994	12.9	343,775	16,219
杉並	18.8	498,956	18.2	483,403	15,553	稲城	13.6	361,299	12.2	324,767	36,532
豊島	18.7	498,490	18.2	485,034	13,456	羽村	14.4	384,150	13.7	364,570	19,580
北	18.4	488,704	18.3	485,966	2,738	あきる野	12.8	341,394	12.6	335,824	5,570
荒川	18.6	494,529	18.3	487,830		西東京	14.5	384,409	13.8	367,009	17,400
板橋	18.7	496,393	18.3	487,830	8,563	瑞穂町	12.8	339,196	12.0	318,276	20,920
練馬	18.6	494,995	18.2	484,801		日の出町	13.5	360,402	12.7	336,909	23,493
足立	18.6	494,762	18.2	484,335		檜原村	11.2	297,760	11.2	297,760	0
葛飾	18.6	494,762	18.2	482,937	11,825	奥多摩町	13.9	368,545	12.6	335,235	33,310
江戸川	18.8	500,255	18.2	483,869	16,386	大島町					
八王子	14.7	391,370	14.4	382,710	8,660	利島村					
立川	16.5	438,124	16.0	426,200		新島村					
武蔵野	13.0	344,930	12.6	334,540		神津島村					
三鷹	13.3	355,000	12.7	338,410	16,590	三宅村	15.5	412,094	12.1	322,600	89,494
青梅	14.2	377,595	13.5	359,780	17,815	御蔵島村					
府中	11.8	313,202	11.8	313,202		八丈町					_
昭島	15.3	407,515	15.3	407,515	0	青ヶ島村					
調布	13.5	359,221	13.5	359,221		小笠原村					

2018年度都内自治体別 子ども国保料(税)の2017年度との比較

	2018年度 子ども国保 料(税):円	2017年度 子ども国 保料 (税):円	増減		2018年度子 ども国保料 (税): 円	2017年度 子ども国 保料 (税):円	増減		2018年度子 ども国保料 (税): 円	2017年度 子ども国 保料(税): 円	増減
千代田区	48,400	49,500	-1,100	葛飾区	51,000	49,500	1,500	東久留米市	45,600	42,900	2,700
中央区	51,000	49,500	1,500	江戸川区	51,000	49,500	1,500	武蔵村山市	39,900	30,000	9,900
港区	51,000	49,500	1,500	八王子市	40,000	39,000	1,000	多摩市	37,000	35,800	1,200
新宿区	51,000	49,500	1,500	立川市	42,500	41,600	900	稲城市	37,000	28,100	8,900
文京区	51,000	49,500	1,500	武蔵野市	33,200	32,500	700	羽村市	34,700	32,800	1,900
台東区	51,000	49,500	1,500	三鷹市	35,900	33,500	2,400	あきる野市	29,000	29,000	0
墨田区	51,000	49,500	1,500	青梅市	36,200	35,200	1,000	西東京市	38,100	32,300	5,800
江東区	51,000	49,500	1,500	府中市	29,760	29,760	0	瑞穂町	31,000	28,100	2,900
品川区	51,000	49,500	1,500	昭島市	39,000	39,000	0	日の出町	38,200	33,700	4,500
目黒区	51,000	49,500	1,500	調布市	35,600	35,600	0	檜原村	27,000	27,000	0
大田区	51,000	49,500	1,500	町田市	40,200	33,500	6,700	奥多摩町	36,000	32,000	4,000
世田谷区	51,000	49,500	1,500	小金井市	40,000	35,000	5,000	大島町			
渋谷区	51,000	49,500	1,500	小平市	35,100	33,400	1,700	利島村			
中野区	49,500	49,500	0	日野市	36,000	33,000	3,000	新島村			
杉並区	51,000	49,500	1,500	東村山市	45,400	37,800	7,600	神津島村			
豊島区	51,000	49,500	1,500	国分寺市	40,000	40,000	0	三宅村	44,400	20,000	24,400
北区	51,000	49,500	1,500	国立市	30,000	30,000	0	御蔵島村			
荒川区	51,000	49,500	1,500	福生市	36,900	35,000	1,900	八丈町			
板橋区	51,000	49,500	1,500	狛江市	36,400	32,700	3,700	青ヶ島村			
練馬区	51,000	49,500	1,500	東大和市	36,500	34,400	2,100	小笠原村			
足立区	51,000	49,500	1,500	清瀬市	38,000	28,000	10,000				

22 東京社保協作成

30万署名の市民を不当連行 2015

東京・小金井署支援者・弁護士が抗議

入」として不当に連行 名」への協力を呼びか した。3人を支援する される事件が起こりま 金井署から「住居侵 でいた市民3人が、小 訪問・対話に取り組ん 東京都小金井市で 安倍9条改憲N 3000万人署 開き、 た。 日、同市で記者会見を の3階建てマンション が3月31日、 援会の会員で、80歳と 総支部や弁護士らが13 日本国民救援会三多摩 74歳の男性と70歳女性 3人は日本共産党後 明らかにしまし 同市緑町 らインターホンを鳴ら 一で、午前10時半ごろか った。不法侵入になる」 えながら各戸を訪問。 して署名への賛同を訴 と告げたといいます。 れ、「住民から通報があ たころ警官2人が現 回り終えてしばらくし その後、警官が十数

は、

く、ドア1枚開けず各

共用玄関には扉さえな トロック未設置の上、 から通報を受けた長尾 けますが、救援会支部 着。 「凶悪犯罪」 に対 台に護送車1台も到 人に増え、パトカー3 宣行弁護士らが駆け付 的に連行されました。 態勢の中、3人は強制 するかのような異常な 会見で長尾弁護士 同署で取り調べを受 釈放されました。 マンションがオー きる開放的な構造にな にうかがえる建物では ど、客観的に部外者の っていると指摘。管理 戸の玄関先に行き来で なく平穏に行われた。 開放的な建物で、署名 例と比べ、「これほど ビラ弾圧事件などの判 ないと説明しました。 立ち入り禁止が明らか 罪」を認めた立川

反戦 最高裁が「住居侵入 は住民とのトラブルも 人も常駐していないな その上で長尾氏は、

> 住居侵入は成立しな | にやめるべきだ」と、 いう憲法が保障する表 い」と強調。「署名と 大な権力の乱用であ 義の根幹を揺るがす重 現の自由や参政権(請 り、不当捜査はただち 願権)の行使、民主主 一同署を厳しく批判しま した。 としています。 抗議などを行っていく 上げ、今後、同署への 守る会」準備会を立ち 支援者らは「3人を

情報衛星打ち上げへ

空研究開発機構(JA 軍事スパイ衛星(情報 XA) は13日、政府の 収集衛星) レーダー6 号機を搭載したH2A |菱重工業と宇宙航 ロケット39号機を6月 間は同12日~7月11 ち上げると発表しまし 1時~同3時、予備期 島宇宙センターから打 た。予定時間帯は午後 □日に鹿児島県・種子

東京・小金井市「3000 万人署名小金井署不当連行事件」 団体署名へのご協力のお願い

署名を集めていた市民3人をパトカー3台、警官10数名で取り囲み警察署に連行! 「事件」を作った警察に道理なし! 3人を守り、憲法を守る運動にご協力を!

2018年3月31日午前、東京都小金井市内のマンションで「安倍9条改憲 NO! 3000万人署名」 への協力をお願いして回っていた3人の市民が、「住民の通報を受けた」という小金井警察署員によっ て不当に連行される事件が起きました。

警察は「住居侵入」だなどと言っていますが、現場となった賃貸マンションはオートロックどころか、 入り口には扉一枚ついていません。1階と2階に9戸ずつ部屋があって、2階には外階段で直接上れる ようになっている開放的な建物です。マンション前の道路から扉やドアを一枚も開け閉めをすることな く、直接各戸のドアまで行ける開放的な建物です。

3人はこのような建物の各戸のインターホンを鳴らし、署名に協力してもらえるかどうか、尋ねて歩いただけです。

それを小金井警察署はパトカー3台に警察車両1台、制服・私服あわせて十数名の警察官を出動させ、 まるで「凶悪犯罪」でも起きたかのようにして、70才から80才の市民3人を強制的に連行したので す。「事件を作った」と言われても仕方ありません。

そもそも憲法は21条で「一切の表現の自由はこれを保障する」としています。署名は、紙とペンさえあれば誰もが行うことのできる表現行為であるとともに、その性質上、市民同士が対面して互いの意見を伝えあうことではじめて意味をもつものですから、表現活動が多様化する現代においても、これに代わるものがない表現手段です。

また、署名は憲法16条の請願権行使の大切な手段であり、市民の声を直接、政治に反映させる役割を果たすものとして参政権と一体のものです。その署名を集めるため、まわりの人にはたらきかける表現活動は、とりわけ大切に保護されなければなりません。

ましてや今回の署名は、最高法規である憲法について、主権者である 市民が語りあい、署名を通じて政治に参加していく参政権の行使そのも のです。

市民同士が語り合う自由を「住居侵入」などと攻撃する小金井署の弾圧は、まさに民主主義の否定そのものであり、一切の道理はありません。 いま、3人の市民の人権を守ることは、憲法を守り民主主義を守ることそのものと言っても過言ではありません。

一日も早い事件の解決のために警視庁小金井警察署に対し「捜査の中 止と市民への謝罪」を求める団体署名を提出していきたいと思います。 みなさんのご理解とご協力をお願いします。



署名は FAX で 0 4 2-5 2 4-1 5 3 2 までお送りください。

よろしくお願い致します。

2018年4月

「3 人の市民を守る会」準備会 連絡先:日本国民救援会三多摩総支部 〒190-0021 東京都立川市羽衣町 2-29-12 TEL/FAX 042-524-1532

警視庁小金井警察署署長 岡田茂殿

3000万人署名小金井署不当連行事件の捜査中止と市民への謝罪を求める要請書

3月31日午前11時頃、小金井市緑町のマンションで「9条改憲 NO! 3000万人署名」への協力をお願いして回っていた3人の市民が、「住民の通報を受けた」という小金井警察署員によって連行される事件が起きました。

警察は「住居侵入」だなどと言っていますが、現場となった賃貸マンションはオートロック どころか、入り口には扉一枚ついていませんし、管理人室もありません。1階と2階に9戸ず つ部屋があって、2階には外階段で直接上れるようになっている開放的な建物です。

マンション前の道路から扉やドアを一枚も開け閉めをすることなく、直接各戸のドアまで行ける構造で、各戸のドアの横にはインターホンが取り付けられており、共用通路を通って各戸のドアの前まで人が尋ねてくることが予定されているのです。

3人はこのような建物の各戸のインターホンを鳴らし、署名に協力してもらえるかどうか、 尋ねて歩いただけです。

それを小金井警察署はパトカー3台に警察車両1台、制服・私服あわせて十数名の警察官を 出動させ、まるで「凶悪犯罪」でも起きたかのようにして、70才から80才の市民3人を強 制的に連行したのです。「事件を作った」と言われても仕方ありません。

そもそも憲法は21条で「一切の表現の自由はこれを保障する」としています。署名活動は 憲法16条で保障された請願権を行使するため、趣旨に賛成してくれるよう他人にはたらきか ける行為ですから、その言論・表現の自由は保障されてしかるべきです。ましてや今回の署名 は、最高法規である憲法について主権者である市民が語りあい、署名を通じて政治に参加して いく参政権の行使と一体のものです。

市民同士が語り合う自由を「住居侵入」などと攻撃する小金井署の妨害は、民主主義の否定そのものであり、一切の道理はありません。

3人の市民に対する「捜査」をただちに中止し、謝罪するよう強く求めます。

2018年 月 日

団体名

即

住 所

抗議申入書

2018年4月17日

愛知県労働組合総連合 コミュニティユニオン東海ネットワーク 愛知働くもののいのちと健康を守るセンター 自由法曹団愛知支部 東海労働弁護団

(取扱)

〒462-0819 名古屋市北区平安2丁目1番10号 第5水光ビル3階 弁護士法人 名古屋北法律事務所

1 抗議の趣旨

2018年3月26日に名古屋駅西口で実施した街頭宣伝活動に対し、愛知県警の警察官が同日18時30分頃、街頭宣伝参加者に対して厳重注意を行ったことに対して抗議する。

2 抗議の理由

(1) 我々は、東海地方で労働者の権利の増進のために安倍政権が推し進めようとしている労働法制の改悪反対の為に行動をする労働法制改悪反対実行委員会(以下「実行委」とします)の所属団体です。

実行委は、2018年3月26日、名古屋駅西口のビックカメラ前で、所属メンバー数人で、日本労働弁護団が作成した「働き方改革」解説リーフレットをポケットティッシュと一緒に配布する宣伝行動を行いました。

同日午後6時半頃、愛知県警中村警察署の西口交番所属と思われる警察官らが、「何のビラを配布しているのか。」「道路使用許可をとっているのか。」「配布物を見せてくれ」「代表者の名前は?」と、ビラを配っていたメンバーに聞いてきました。

そのため、配布者のうちの1人が、弁護士であると名乗ったうえで、「労働法制 改悪反対のビラを配っている。」「道路使用許可は不要である。この点は判例上も あきらかである。」と述べたところ、一旦は引き下がったものの、約5分後に再び、 当該弁護士を3名の警察官が取り囲み、再度「道路使用許可はとっているのか。」 「弁護士の登録番号を教える。」と言ってきました。

当該弁護士及び、他のビラ配布者が、何度も「ビラ配布に道路の使用許可は不要である。」と言って有楽町ビラまき事件の説明をしましたが、取り囲んだ警察官は、「そういう解釈のことは、管轄の上の人に聞いてほしい。」と言って、その点についての話を棚上げにする一方、「今日は厳重注意だけで帰る。」と言ったため、当該弁護士が、「注意されるようなことは一切していない。何の根拠で厳重注意するのか。」と聞いたところ、その警察官は、「警察法第2条が根拠である。」と答え

たため、「私たちが、いつ刑罰法規に触れるようなことをしたというのか。」と質問したところ、警察官は「道路を占拠している。」と答えました。その為、ビラ配布者の側で、「ビラ配布者は、誰も通行の妨害はしていない。通行者の通行の邪魔にならないように配慮してやっている。厳重注意を撤回せよ。」と述べたところ、当該警察官は、「確かに現時点では、通行の妨害はしていない。犯罪のおそれもない。しかし、近い将来において、通行の妨害等の犯罪を行う可能性がある。犯罪の予防が警察官の役目だから、厳重注意するのだ。」と言って、最後まで撤回しませんでした。

(2) そもそも街頭でのビラ配布や宣伝は、憲法21条で保障された表現の自由に含まれるものであり、許可を必要としません。

道路交通法77条1項4号において許可が必要とされる道路使用とは、「一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態若しくは方法により道路を使用する行為」を言います。

単なるビラまきや宣伝が「一般交通に著しい影響を及ぼす」事はあり得ない以上、 実行委が行ったビラ配布や宣伝が警察署長の許可を必要とする道路使用には該当 しません。

この点に関しては、東京都・有楽町の駅頭におけるビラまき事件の無罪判決(東京高裁1966年2月28日判決)では「ビラまきは一般交通に著しい影響を及ぼす行為」ではないので「警察署長の許可を要する行為に該当しない」と明確に述べています。

千葉県・東金市での成人式会場前の署名活動を不当逮捕したことに対して国家賠償訴訟を起こした裁判の判決(千葉地裁1991年1月28日判決)は、県の公安委員会が定めた施行細則にも該当しないとして、県(県警)に賠償金の支払いを求めています。

このように、ビラ配布に道路使用許可は不要であることは裁判上確定していることであり、交番の警察官といえども、それを知らないことは許されません。

しかも、「近い将来、通行の妨害等の犯罪を行う可能性がある」というのは、何 らの合理性もない決めつけであることは明らかであり、警察法2条の要件を満たさ ない違法なものです。

(3) 我々は、3名の警察官に取り囲まれ、ビラ配布は約10分間中断を余儀なくされました。警察官らの行為は、明らかにビラ配布の妨害行為です。これは憲法に保障された表現の自由を、警察官が侵害するものであり、許されることではありません。

我々は、警察官の本件違法行為について、抗議を申し入れるとともに、愛知県警察本部として、今後このようなことがないように、警察官の教育指導を徹底されるよう厳に申し入れるものです。

以上

首都東京の米軍基地被害を問い質す裁判にご支援を





の思いを裁判官に届けましょう

控訴審第1回口頭弁論 第2次新横田基地公害訴訟

5月25日(他)

13年30分東京后数

裁判所が傍聴券の抽選・交付を行う予定です。 また弁論に先立ち事前集会を行いますので、早めにご参集ください。

次-横田基地 | 公害訴訟

【お問い合わせ】 Tel/Fax:042-552-4451

|el/hax:042-552-4451 第2次新横田基地公害訴訟原告団事務所

いよいよ東京高裁での審理が始まります。首都東京の米軍基地被害を問い質す重要な裁判です。「静かな夜を!」の、原告や周辺住民

昨年 10 月11日の地裁判決で賠償勝訴の判決を勝ち取りましたが、夜間から早朝の飛

行制限が認められなかったこと、騒音公害が

解消するまで将来にわたる賠償が認められな

かったこと、騒音コンター75W外の原告に賠

償が認められたかったこと等、を理由として

控訴をしました。

総行動





ニッショーホール

(日本消防会館)東京都港区虎ノ門2-9-16 [東京メトロ銀座線「虎ノ門」3番出口徒歩5分] Tel. 03-3503-1486

全国公害被害者総行動実行委員会

6月 11:00~環境大臣交渉 日 12:00~デモ行進(優門から日比谷公園)

14:00~いっせい省庁交渉

18:00~総決起集会(ニッショーホール)

8:00~早朝宣伝

10:00~財界および省庁交渉

12:00~まとめの行動



みえる希望

すべての、被、害、者の、救、済

東京都新宿区新宿2-1-3 29 Tel.03-3352-9475 Fax.03-3352-9476

なく世公害、守るう地球環境

国策である戦後高度経済成長政策で、工場からの有害物質により水や大気が汚され、命を脅かす公害が各地で発生しました。現在も苦しみ続けている人がいるだけでなく、2011年の福島原発事故をはじめ、新たな被害も生まれています。そのたたかいに学び、苦しみを教訓に替えながら、新しい未来を創っていく取り組みです。ぜひご参加ください。

福島をくり返すな! 「ふるさと喪失」の深刻な被害が続く

福島原発事故は「人類史上最大最悪の公害」であり、まる6年を経過した今も、6万人余の避難者がふるさとを奪われ、苦難の避難生活・「ふるさと喪失」の生活が深刻化しています。2017年3月には、帰還困難区域を除く全区域が解除され、帰還強要策と住宅支援・賠償の打ち切りが進められ、「原発事故は終わった」という攻撃が強まっています。原発被害者は、国と東電の原発事故の責任を追及する裁判に立ちあがり、今まで群馬、福島では国と東電の責任を明確に認める判決がでました。また、18年3月には、京都、東京、避難者(福島地裁いわき支部)の判決が出ます。勝利判決は、国の原発推進政策に大きな打撃を与え、福島県内原発全10基の廃炉に大きな展望を与えます。福島の運動は、再稼働を許さない!原発ゼロを目指す全国的な運動と結びついて前進しています。

建設アスベスト訴訟で勝利し 「救済資金制度」の創設を!

2014年10月大阪・泉南アスベスト最高裁判決で国の責任が確定し、工場労働者への補償がすすめられています。 一方、全国でたたかわれている建設アスベスト訴訟は、 2017年10月、東京高裁・横浜地裁で国と建材メーカーの責任を認める判決を勝ち取りました。原告団はすべての建設 アスベスト被害者を救済する基金制度創設を柱にした早期解決をめざしています。また解体工事等によるアスベスト被害をなくす対策を求めています。

すべての水俣病被害者の救済をめざして 水俣病全面解決をめざす国民世論の構築を

2017年11月29日、東京高裁は、9人の被害者が求めた水俣病 行政認定を棄却した新潟市に対して、全員を認定するように 義務づける判決を言い渡しました。この判決は、現行の水俣病 認定制度の運用の誤りを改めて糾弾した判決であり、国は、これまでの誤りを真摯に受け止め、いまだ救済されていない水 俣病全被害者の救済に取り組むことが求められています。

熊本水俣病の公式確認から62年、新潟水俣病は53年という 長い年月を経過していますが、いまなお被害の全容が明らか でなく、国と加害企業を相手にしたノーモア・ミナマタ第2次 国賠訴訟は、熊本、新潟、東京、近畿と広がり、原告は約1,645名 に達しています。 国民世論を結集し、水俣病の全面解決をめ ざして奮闘しましょう。

国は大気汚染公害に苦しむ患者を守り 医療費救済制度の創設を行え

大気汚染によるぜん息・慢性気管支炎・肺気腫などの患者は、死ぬまで治らない病気に苦しんでいます。大気汚染物質は経済の発展とともにさまざまな化学物質が生み出されるとともに、その対策・対応が遅々として進まず患者が置き去りにされている実態が昨年のアンケートによっても明らかです。全国公害患者の会連合会は、今ある公害補償制度を守るとともに全ての未救済患者を救う医療費助成制度の創設を求め闘っています。

国は確定判決を守れ! よみがえれ!有明海

国(農水省)は諫早湾潮受け堤防排水門の開門を命じた 福岡高裁確定判決を守らず、制裁金(間接強制執行)を払い 続けるという異常事態にあります。一方、有明海の漁業被 害はますます深刻化し、漁業がなりたたなくなっています。 一日も早く開門を実現し、宝の海を取り戻しましょう。

オスプレイ配備NO 基地公害をなくせ

日米両政府は、民意を踏みにじり貴重なやんばるの森を切り裂いてオスプレイの着陸帯建設を暴力的に強行しました。辺野古には普天間基地に代えジュゴンの棲む美しい海を埋め立て新軍事拠点となる飛行場や軍港を建設しようとしています。オスプレイは危険性、安全性が疑問視される中、沖縄で墜落や胴体着陸事故が発生、欠陥機であることを露呈しました。政府は、国民の不安に背き事故原因が不明のまま事故後1週間ほどで飛行訓練や空中給油訓練再開を認め、他方、米軍は、事故機と同型のオスプレイを横田基地へ配備、政府は、自衛隊に装備し佐賀空港配備を画策しています。米軍や政府が進める軍事優先、軍事力強化の政策に反対し、国民の命とくらし、自然環境を守る運動を進めましょう。

原発ゼロ・ストップ温暖化・再エネの推進を

日本政府が、国連事務局に提出した温室効果ガスの削減 目標は、1990年比18%削減でしかなく、先進国としての役割を果たすものではありません。

90年比で2020年までに25%以上、2030年までに50%以上削減することが必要です。また、世界の流れに逆行する原子力と石炭火力発電依存の電力政策から転換し、再生可能エネルギーを積極的に普及することを求めます。

30

B

全国公害被害者都行動実行委員会

〒160-0022 東京森斯高区新港 2-1-3 サニーシディ新湾回転 10F 181. 03-3352-3663 FAX 03-3352-9476

「なくせ公害・守ろう地球環境」への国民署名

要請事項

私たちはすべての公害被害者の救済と公害根絶、地球温暖化防止策の抜本的強化、脱原発、自然・再生エネルギーへ転換を求めて次の通り要請します。

- 1 東京電力福島第一原発事故 賠償を打ち切ることなく、汚染者負担の原則にもとづき東電と国とが全面的に責任を持つこと。
- 2 エネルギー政策 原発ゼロを政策とし、2020 年までに 1990 年比で温室効果ガスを 25%以上削減、2030 年までに 50%以上削減すること。産業部門の CO₂削減を義務化し、再生可能エネルギーの導入など、実効ある抜本的対策を図ること。 石炭火力発電所の新増設を直ちに中止すること。
- 3 大気汚染公害 PM2.5 の測定体制を強化し、環境基準を上回る地域の対策を抜本的に強化すること。今ある公害健康被害補償法を守るとともに全ての未救済患者を対象とした医療費助成制度を創設すること。
- 4 水俣病 国の責任で不知火海沿岸および阿賀野川流域の健康・環境調査を行い、すべての水俣病被害者救済に取り組むこと。加害企業チッソ(株)の免罪につながる事業子会社JNC株の譲渡を行わないこと。
- 5 アスペスト 全てのアスペスト被害を救済し、建物解体や災害時等の新たなばく露を防止するために、ノンアスペスト基本法 (仮称)の制定を行い、飛散防止対策を強化すること。
- 6 **諫早清瀬受け堤防閉門** 潮受け堤防閉め切りによる有明海の疲弊を一刻も早く回復すために、直ちに開門すること。そのための協議に応じること。
- 7 カネミ油症 国と加害企業の責任で、すべての油症患者にふさわしい補償をすること。
- 8 **薬害(医薬品による副作用)** 薬害根絶のため抜本的な安全優先の薬事行政を行うこと。同時に抗がん剤等による副作用死を対象とした医薬品副作用被害救済制度を拡充すること。
- 9 旧日本軍の中国遺業電ガス 国の責任で、遺棄毒ガスの処理をすすめ、住民の被害に対し誠実に補償すること。
- 10 米軍・基地爆音 基地周辺の騒音削減を図り、環境改善を進めること。基地公害をなくすため、安保条約・地位協定の見直しを行うこと。
- 11 環境破壊の公共事業 自然や生活の破壊と財政破たんをまねく無駄な大規模公共事業(ダム、道路、リニア新幹線等)を見直し、環境重視・生活関連型事業に転換すること。
- 12 農業、医療をはじめ国民生活に深刻な打撃を与えるTPPの批准をしないこと。
- 13 公害、環境破壊、基地による健康、環境、市民生活等への影響を調査し、健康回復事業、公害地域の環境再生、まちづくりと自然環境の保全・回復をはかること。

氏 名	住所

<取扱い団体>

2018年2月28日(水)

FA ユナイテッド通信 No. 11

ユナイテッド航空は解雇争議の解決を決断せよ!

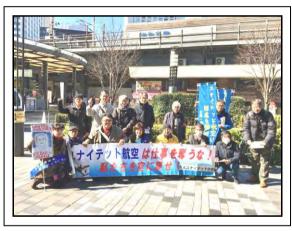
"United Airlines should settle dismissal trouble. We notify United Airlines should withdraw an unfair dismissal immediately and do not violate Japanese labor law!"

1/27 第 15 次、2/17 第 16 次成田空港抗議行動ー2/14 東京交通会館 JR 有楽町駅ビラ情宣行動

成田空港ユナイテッド航空チェックインカウンター前で沢山のお客様にビラを受け取っていただくことができました。また、一緒にビラを配って下さった支援の皆様、本当にありがとうございました。空港職員とお客様の関心度が非常に高く毎回励まされます。情宣活動の後、全員で声を合わせユナイテッド航空に向けて力強いシュプレヒコールを行い締めくくりました。

2月14日、JR 有楽町駅周辺で「ユナイテッド航空の人種差別を理由に解雇を許すな!」「不当労働行為まで行って、安全のため頑張ってきた労働者を解雇する理不尽を許すことは出来ない!」など UA は、日本の労働法や ILO 条文など法令を遵守するというコンプライアンスだけでなく、社会が求めている企業倫理や道徳を守る必要が求められているという切実な思いを当該4名で訴えました。





2/20 アメリカ大使館ビラ情宣行動『解雇争議に向けて UA を即刻指導するべきです』

駐日アメリカ大使館は、自国を代表するフラッグキャリアであるユナイテッド航空に対し監督する役目を果たすべきです。現在、アメリカ本土では、数千人単位で新規で客室乗務員の採用をし続けています。大量採用=人員不足なら日本人客室乗務員4名を解雇する必要性は全くなかったことと同じです。不当労働行為まして不当解雇は犯罪です。労働法を守らない企業が国際的に活躍して言い訳がない。これからもアメリカ大使館に対してUAがフラッグキャリアとして相応しい行動をとり「不当解雇撤回」をする指導を求めます。寒いなか、一緒にビラを配って下さった支援の皆様、本当にありがとうございました。

今後の予定ースケジュール

- ・3/6(火) ユナイテッド航空日本支社情宣行動 JR 浜松町駅北口 16:50
- ・3/24(土) 第17次成田空港抗議行動 成田空港第1ターミナル駅 14:45
- ・4/4(水) 第6回労働委員会調査期日 都庁南38階 13:30(多くの皆様の傍聴をお願いします)
- · 4/6(金) 18 春關東京労組統一行動 全日空 ANA 新橋本社前要請行動 15:00-15:30
- ・4/11(水) 東部けんり総行動 国土交通省前要請行動 時間未定(決まり次第お知らせします)
- ・4/26(木) 第7回ユナイテッド航空裁判 東京地裁527号法廷 13:15(多くの皆様の傍聴をお願いします)

各団体・労働組合 御中

全労協全国一般東京労働組合 執行委員長 中村 賢 全国一般・全労働者組合 執行委員長 池田 英樹 同、FA ユナイテッド分会 分会長 千田 正信 (公印省略)

ユナイテッド航空不当解雇撤回争議

「東京地裁に対して公正な判決を求める署名」一争議解決と原職復帰に向けた取り組みの要請一

ユナイテッド航空不当解雇撤回争議については、解雇通告から2年目を迎えます。現状として、私達は、裁判、 労働委員会と同時に様々な労働運動を展開し解決への道筋を作り出すことが求められている時期であると考え ています。

ユナイテッド航空の解雇争議は、労働者が日本で採用され、日本の労働組合に所属している労働組合員のみを解雇した案件であり、決して負けることのできない闘いです。一方、アメリカ本土の客室乗務員代表組合である AFA とユナイテッド航空は、各社の統合過程で、全 24,000 人の乗務員の雇用を保障しました。これは、組合差別、国籍差別、明らかな不当労働行為です。

現在、東京地裁民事第19部において地位確認訴訟を争いながら、成田空港での就労要求や各地での情宣活動を定期的に行うと共に支援の輪を広げております。

早期の争議解決と原職復帰を目指すためにも裁判所に対する団体・個人署名の取り組みにご協力いただけるようお願いいたします。なお、各労組で署名用紙をコピーして頂き、団体署名は支部や分会まで、個人署名は家族を含めた多くの組合員に取り組んでいただくようお願いします。

あわせて、労働委員会・裁判の傍聴へのご協力もお願い申し上げます。

記

【東京地方裁判所宛、団体・個人署名】

第一次集約日 2018年5月末日

第二次集約日 2018年7月末日

*返送先および問い合わせ先

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-13-9 不二ビル 2 階 全国一般・全労働者組合気付

FA ユナイテッド分会 (連絡先 Tel:03-3234-1816 Fax:03-3234-3026 Email:fa-united@zenroh.net)

【裁判・労働委員会の傍聴】

- ① 労働委員会 第7回調査 2018年6月20日10:30~都庁第一本庁舎38階南塔
- ② 東京地裁 527 号法廷 第 9 回期日 2018 年 4 月 26 日 13:15~

第 10 回期日 2018 年 6 月 7 日 10:00~ 第 11 回期日 2018 年 7 月 5 日 13:15~

第 12 回証人尋問期日 2018 年 8 月 2 日 10:00~ 第 13 回証人尋問期日 2018 年 8 月 9 日 10:00~

以上

東京地方裁判所民事第 19 部御中 平成 28 年(ワ)第 13290 号、39766 号 ユナイテッド航空不当解雇事件

公正な判決を求める要請書

ユナイテッド航空は 2016 年 5 月 31 日、日本人客室乗務員が所属する子会社コンチネンタル・ミクロネシア航空成田ベースを閉鎖するとして同ベース所属の客室乗務員を合理的な理由なく解雇しました。この無謀な解雇に対して組合員 4 名が原告となって 2016 年 4 月 25 日に提訴し、国内外から多くの支援者に支えられながら不当な解雇の撤回を求めて闘っています。

今回の解雇は、成田ベースの閉鎖を理由としていますが、それを理由に解雇しておきながら、原告らが乗務していた成田~グアム便などをそのままユナイテッド航空成田ベースに引き継いで運航しているのであり、解雇の理由としたベース閉鎖は偽装閉鎖であることが明らかです。2017年4月には、ともに乗務していたグアムベース客室乗務員234名がユナイテッド航空から雇用されています。

このようなことからすれば、実際の解雇の理由は、日本の労働法を嫌悪し、日本の労働法が適用 されている全国一般・全労働者組合に加盟している組合員を故意に排除することにあったことが明 らかです。このような組合差別的行為は決して許されるものではありません。

貴裁判所におかれましては、このようなユナイテッド航空の違法行為を明らかにし、解雇を無効として、原告4名が客室乗務員として復職できるよう公正な判決をくだされますよう要請いたします。

団体署名

201 年 月 日

団体名	
代表者名	印
住所	

取扱団体:全国一般・全労働者組合 FA ユナイテッド分会 = 102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-13-9 不二ビル 2F Tel: 03-3234-1816

東京地方裁判所民事第 19 部御中 平成 28 年(ワ)第 13290 号、39766 号 ユナイテッド航空不当解雇事件

公正な判決を求める要請書

ユナイテッド航空は 2016 年 5 月 31 日、日本人客室乗務員が所属する子会社コンチネンタル・ミクロネシア航空成田ベースを閉鎖するとして同ベース所属の客室乗務員を合理的な理由なく解雇しました。この無謀な解雇に対して組合員 4 名が原告となって 2016 年 4 月 25 日に提訴し、国内外から多くの支援者に支えられながら不当な解雇の撤回を求めて闘っています。

今回の解雇は、成田ベースの閉鎖を理由としていますが、それを理由に解雇しておきながら、原告らが乗務していた成田~グアム便などをそのままユナイテッド航空成田ベースに引き継いで運航しているのであり、解雇の理由としたベース閉鎖は偽装閉鎖であることが明らかです。2017年4月には、ともに乗務していたグアムベース客室乗務員234名がユナイテッド航空から雇用されています。

このようなことからすれば、実際の解雇の理由は、日本の労働法を嫌悪し、日本の労働法が適用されている全国一般・全労働者組合に加盟している組合員を故意に排除することにあったことが明らかです。このような組合差別的行為は決して許されるものではありません。

貴裁判所におかれましては、このようなユナイテッド航空の違法行為を明らかにし、解雇を無効として、原告 4 名が客室乗務員として復職できるよう公正な判決をくだされますよう要請いたします。

個人署名

氏名	住所
	₸
	Ŧ
	〒
	Ŧ
	〒

*署名用紙に記入された内容は個人情報として適切に管理します

取扱団体:全国一般・全労働者組合 FA ユナイテッド分会 = 102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-13-9 不二ビル 2F Tel: 03-3234-1816